

○国立大学法人埼玉大学課外活動団体に関する申し合わせ

令和元年 10 月 7 日

統合キャリアセンターSU 会議決定

令和 4 年 9 月 13 日

学生生活支援室会議改正

(目的)

第1条 この申し合わせは、埼玉大学（以下「本学」という。）における課外活動団体の活動に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(団体の登録基準)

第2条 課外活動団体として登録されるためには、次の各号の条件を満たすこと。

- 一 文化、芸術、体育等の課外活動を目的として組織された団体であること。
- 二 本学の学部学生又は大学院生 5 名以上で組織され、一定の計画のもとに活動が行われていること。
- 三 顧問教員が置かれていること。
- 四 特定の政党を支持し、若しくはこれに反対するための政治活動、反社会的活動、宗教活動、又は営利を目的とした活動等を行わないこと。

(登録)

第3条 課外活動団体の登録は、学生生活支援室会議の議に基づき、学生生活支援室長（以下「室長」という。）が決定する。

(登録の取消等)

第4条 登録を受けた課外活動団体（以下「登録団体」という。）又はその構成員により、課外活動中に非違行為があったと認められる場合には、学生生活支援室会議の議に基づき、室長が当該登録団体に対し、次の各号に掲げる処分を行うことができる。この場合の処分については、別に定める。

- 一 登録取消
- 二 活動停止
- 三 厳重注意

(設立申請)

第5条 新たに課外活動団体として登録を受けようとするときは、次の事項を記載した課外活動団体設立（継続）届（別紙様式）をその年度の 5 月末日までに室長へ提出しなければならない。

- 一 団体の名称、目的及び活動内容
- 二 責任代表者及び構成員の氏名、学籍番号
- 三 顧問教員の氏名及び承諾
- 四 当年度の活動予定

(継続申請)

第6条 登録団体が、年度を超えてその活動を継続する場合には、次の事項を記載した

課外活動団体設立（継続）届（別紙様式）をその年度の5月末日までに室長へ提出しなければならない。

- 一 団体の名称、目的及び活動内容
 - 二 責任代表者及び構成員の氏名、学籍番号
 - 三 顧問教員の氏名及び承諾
 - 四 前年度の活動実績報告書
 - 五 当年度の活動予定
- 2 所定の期日までに継続申請書が提出されなかった場合には、特別の事情がない限り、その団体は解散したものとみなす。

（責任代表者）

第7条 責任代表者は、本学の学部学生又は大学院学生とする。

- 2 責任代表者は、登録団体を統轄するとともに、顧問教員の承認を受け、各種届出・報告等を行う。

（顧問教員）

第8条 顧問教員は、本学の常勤の教員とする。

- 2 顧問教員は、登録団体に対する指導・助言等を行う。

（課外活動施設の利用）

第9条 登録団体は、課外活動施設を利用することができる。

- 2 施設の利用時間、利用方法等は、別に定めるところに従うものとする。

（学外活動届）

第10条 登録団体は、対外試合、遠征、合宿等、学外で活動を行う場合、所定の様式により、事前に室長に届け出るものとする。

（報告等）

第11条 登録団体は、本学の一員であるとの自覚に立ち、活動しなければならない。

- 2 登録団体は、その活動において問題等が発生した場合、速やかに顧問教員等に報告を行いその指示に従うとともに、学務部学生支援課に報告を行うものとする。
- 3 登録団体は、前項の報告等に関し、本学から調査の要請が行われた場合は、その調査に協力し、誠実に対応するものとする。

（事務）

第12条 課外活動団体に関する事務は、学務部学生支援課において処理する。

附 則

- 1 この申し合わせは、令和元年10月7日から施行する。
- 2 施行日現在、本学が登録している課外活動団体については、第3条に定める登録の手続を経たものとみなす。

附 則

この申し合わせは、令和4年9月13日から施行し、令和4年4月1日から適用する。